

令和6年第5回定例会

江東区教育委員会会議録

令和6年5月24日（金）

江東区教育委員会

令和6年第5回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和6年5月24日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和6年5月24日（金）午前11時06分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、本田和恵（教育長職務代理者）、鈴木清人、浅野美智子
- 5 出席職員 青柳教育委員会事務局次長、瀧澤庶務課長、西尾学校施設課長（整備担当課長兼務）、佐久間学務課長、金指指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、木内教育支援課長（教育センター所長兼務）、大田地域教育課長、吉木江東図書館長、梅村教育委員会事務局参事 深川図書館長事務取扱
- 6 議題
 - 日程第1 議案第20号 令和6年度一般会計補正予算（第2号）に関する意見聴取
 - 日程第2 議案第21号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起に関する意見聴取
 - 日程第3 議案第22号 江東区立小名木川小学校改築工事請負契約に関する意見聴取
 - 日程第4 議案第23号 江東区立小名木川小学校改築電気設備工事請負契約に関する意見聴取
 - 日程第5 議案第24号 江東区立小名木川小学校改築機械設備工事請負契約に関する意見聴取
 - 日程第6 議案第25号 江東区立深川第六中学校校舎その他改修工事請負契約に関する意見聴取
- 7 報告事項
 - （1）江東区私債権の管理に関する条例に基づき放棄した債権の報告について ほか
- 8 協議事項
 - （1）江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表について
- 9 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより令和6年第5回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議に、安部委員より欠席の届出がありましたので、御報告い

たします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。鈴木委員、浅野委員にお願いいたします。

まず、審議に入ります前に、お諮りいたします。

日程第3 議案第22号 江東区立小名木川小学校改築工事請負契約に関する意見聴取、日程第4 議案第23号 江東区立小名木川小学校改築電気設備工事請負契約に関する意見聴取、日程第5 議案第24号 江東区立小名木川小学校改築機械設備工事請負契約に関する意見聴取、日程第6 議案第25号 江東区立深川第六中学校校舎その他改修工事請負契約に関する意見聴取の4件につきましては、江東区長から意見の求めについて取下げの申出がありましたため、議案を撤回したいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、江東区教育委員会会議規則第16条の規定により、議案4件を撤回することといたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1 議案第20号 令和6年度一般会計補正予算(第2号)に関する意見聴取を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

青柳教育委員会事務局次長 議案第20号 令和6年度一般会計補正予算(第2号)に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和6年5月24日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出いたします。

それでは、補正2号について御説明いたします。

資料1-1を御覧願います。1枚おめくりいただきまして、1ページの「令和6年度江東区一般会計補正予算(第2号)総括」を御覧願います。

今回の本区全体の補正額は、75億2,700万円の増額で、補正前の額に対し、2.96%の伸びとなっております。歳入増の主なものは第15款都支出金、65億893万5,000円でございます。歳出は第3款民生費が最多で、64億2,579万3,000円。続いて第4款衛生費、そして第2款総務費の順となっております。

次に、教育委員会事務局に係る予算の補正について御説明いたします。2ページの歳入歳出予算総括を御覧願います。歳入は2,400万円の増額、歳出は3,088万9,000円の増額となっております。

次に、歳入について御説明いたします。1枚おめくりいただきまして、3ページ、歳入事項別明細書を御覧願います。第15款都支出金、第6

目教育費補助金、とうきょうすくわくプログラム推進事業補助金は、幼稚園管理運営事業においてプログラムの実践の経費に係る補助金でございます。

続いて、歳出について御説明いたします。4ページの(3)歳出事項別明細書を御覧願います。第7款教育費、第5項幼稚園費、第1目幼稚園管理費の事業2、幼稚園等における未就園児の定期的な預かり事業は、東京都の補助事業が見直されたことを踏まえ、補助内容を拡充するもので、施設に対する運営費や低所得世帯の利用者等に対して補助を行うものでございます。

その下の事業1、幼稚園管理運営事業及び事業2、私立幼稚園等運営費扶助事業では、東京都が実施する幼保共通プログラムである「とうきょうすくわくプログラム」に参加し、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動などの実践に係る経費として、区立幼稚園分として2,400万円、認定こども園分として450万円を計上しております。

以上、簡単でございますが、補正予算の説明を終わります。

本 多 教 育 長 本案について、質疑願います。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 この事業2のすくわくプログラムですが、450万円、これは内容的にはもう少しどんなものかというのを教えていただきたいと思います。

本 多 教 育 長 学務課長。

佐久間学務課長 とうきょうすくわくプログラムですけども、東京都のほうで乳幼児の、伸びるですとか、育つですとか、それとあと好奇心ですとか、探究心ですとか、そういったところを育ていくための実践プログラムを実施したのに対して補助をしていくという構図になっておりまして、各園のほうでやる取組については今後、具体的なものについては詰めていくということになってございます。
以上でございます。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 実際、幼稚園で日頃行っているごっこ遊びですとか、こどもがヒーローに成りきったり、アイドルに成りきったり、それから音を使って遊んだりしていることが、この事業にも使えることがございまして、向上心ですとか非認知能力を育てるための実践に役立つということになっております。

本 多 教 育 長 今、幼児教育が非常に重要だと言われて、非認知能力を高めるためとか、既に公立幼稚園で様々な取組もしていますけれども、なかなか予算的な後ろ盾がなくてもう一步踏み出せないというようなところを、この予算を頂くことでかなり充実することができるだろうということで、今、公立幼稚園もなかなか入園者数が増えないところでありますけども、これで魅力発信をしていくことも1つ大事なと思いますし、江東区全体の幼児教育を前に進めていく部分では、ちょっとリーダーシップを取って頑張ってもらえればなと思っております。非常にいい予算があるなというところで、手を挙げたというところになります。

以上です。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第2 議案第21号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起に関する意見聴取を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第21号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和6年5月24日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出いたします。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤 庶 務 課 長 それでは、議案第21号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について御説明をいたします。

本件は奨学資金貸付金の滞納案件2件に係り、民事訴訟を提起したいと存じます。訴訟の当事者は、原告が江東区、被告は借受人及び連帯保証人でございます。

訴えの要旨でございますが、奨学資金として貸し付けた金額の全額もしくは一部について、区からの再三の督促にもかかわらず返還に応じないことから、支払いを求めるために訴訟を提起するものでございます。

資料2を御参照お願いいたします。詳細につきまして、下記のとおりとなります。まず、奨学資金の貸付金の内容についてでございますが、生計上の理由で高等学校等への就学が困難な区内在住の生徒に対し、入

学準備金や授業料を貸し付ける事業でございます。令和4年度まで新規貸付募集を実施していたものでございます。これまでに3,733名、約18億円余を貸し付けた一方で、現在、57件、約1,500万円が滞納となっておりますのでございます。

債権の回収につきましては、区の私債権の管理に関する条例に基づき、滞納案件の債権回収業務につきましては、弁護士事務所に委託をしております。これまでの委託実績につきましては、資料記載のとおりでございます。

今回、返還請求に関し民事訴訟を提起するもの、3に記載の2件でございます。貸付総額はいずれも110万8,000円です。1件目は、返済を行っていたものの、その後返済が滞ったもの、2件目については、返還開始から一度も返還がなされていないものでございます。いずれも、区及び弁護士からの再三の督促、連絡に応じない案件のため、債権回収について、今回、訴訟を提起するものでございます。

なお、2件目の債権につきましては、連帯保証人が死亡していることが判明したため、今回の訴訟提起は借受人のみに対してとなります。

裏面、2ページをお願いいたします。今回の訴訟提起により見込まれる効果でございますが、1点として、時効の完成猶予・更新の効果を有すること。2点目として、この訴訟の提起が契機となり借受人との協議が進めば、和解あるいは債務免除等に至ることが可能になるというものも期待できるものでございます。

最後に、(3)今後の流れでございます。本日、本会で御決定いただければ、区議会に上程、区議会での可決後に訴えの提起、裁判となります。最終的に判決により債務名義が取得できた場合は、強制執行などさらなる手続が可能となるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について、質疑願います。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 これを見ますと、昭和33年から令和5年までずっと貸付けがあって、それで滞納額もあると書いてあるんですけども、こういうふうに弁護士によって返還請求して、回収できる場合とできない場合があると思いますが、大体毎年これが出てくると思うんですけど、この数と金額というんですか、これ、傾向というのはどういう感じで、増えているのか、減っているのか、どうなのか。その辺は分かるでしょうか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

本 田 委 員 今の、ちょうどそれを聞こうと思ったんですけど、給付になって、この返済が残っている人たちも、一旦クリアになるんですけど。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤 庶 務 課 長 貸付けについては、貸し付けたときに既に返還ということを前提での御契約になっておりますので、そちらについては、引き続き返還という形をお願いしているところでございます。

本 田 委 員 分かりました。

本 多 教 育 長 中には、ここ近年の人たちについては、まだ貸付けの期間中で、給付に乗り換えますかという部分については、ちゃんと適格な条件に合っている方についてはお声かけをさせていただいて、そういった方々については、じゃあ給付に乗り換えますということで申請があつて、条件に合っている方は給付に変えています。なので、そういった対応を今しているところです。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより、報告事項に入ります。

報告事項1 江東区私債権の管理に関する条例に基づき放棄した債権の報告についてを説明願います。

庶務課長。

瀧澤 庶 務 課 長 それでは、報告事項1 江東区私債権の管理に関する条例に基づき放棄した債権の報告について御説明いたします。資料7をお願いいたします。

まず、1、債権放棄についてでございます。江東区私債権の管理に関する条例におきましては、債権の放棄について規定されており、条例第13条第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該債権を放棄することができとなっております。

今回、放棄いたします債権につきましては、債務者が自己破産していたことが判明したため、条例第13条第1項第2号「破産法第253項第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき」に該当することから、今回債権を放棄したものでございます。

2、債権放棄額等でございますが、放棄した債権は1件、合計10万4,000円。放棄の決定日は令和6年3月29日でございます。

この債権放棄につきましては、6月の区議会第2回定例会に報告することとしております。

説明は以上になります。

本 多 教 育 長 本件について、質疑願います。

よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2（仮称）教育推進プラン・江東（第3期）の策定についてを説明願います。

庶務課長。

瀧澤 庶 務 課 長 報告事項2（仮称）教育推進プラン・江東（第3期）の策定について御説明をいたします。資料8をお願いいたします。

1、概要でございます。教育推進プラン・江東は、本区における教育部門の分野別計画であるとともに、教育基本法に定める江東区のエデュケーション振興基本計画となります。現在、令和3年度から令和7年度までを期間とする教育推進プラン・江東（第2期）が策定されておるところでございます。この第2期が令和7年度で期間満了となることから、令和8年度から12年度までを新たな期間とする（仮称）第3期のプランの策定を行うことになっております。

今年度につきましては、計画の基礎資料となります「教育に関する意識調査」を実施し、この調査結果の分析結果などに基づき、教育に関するニーズ、課題を抽出し、計画のたたき台となる骨子案を策定いたします。

計画期間といたしましては、ただいま御説明したとおり、令和8年度から令和12年度までの5か年となります。

策定体制でございますが、学識経験者、公募区民、区立小中学校・幼稚園に通うこどもの保護者などをメンバーといたします策定委員会を設置し、協議・検討をまいります。

策定スケジュールでございますが、今年度につきましては、意識調査の実施、骨子案の策定。7年度に入りまして、骨子案御報告後、こどもの意見聴取の機会を設け、それらの意見を踏まえ、素案作成、パブリックコメントの実施を受けて、8年3月に計画案を報告する予定でございます。

説明は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

よろしいでしょうか。今回、前回より長く教育推進プラン・江東の検討期間、準備期間がありますので、十分にしっかり準備をして、今回こどもたちの意見も反映させるというところもありますので、よりよいも

のにしてまいりたいと考えております。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項3でございますけれども、本件は協議事項と密接な関係にあることから、順序を変更し、協議事項と併せて報告を受けたいと存じます。

続きまして、報告事項4 江東区学校施設の将来ビジョン策定についてを説明願います。

学校施設課長。

西尾学校施設課長 それでは、報告事項4 江東区学校施設の将来ビジョン策定について御説明します。資料10を御覧願います。

まず、1、策定の背景・目的についてでございます。学校施設の改築・改修につきましては、平成24年策定の「江東区立小中学校の改築・改修に関する基本的な考え方」に基づき整備を進めてまいりました。策定から11年が経過し、教育環境の変化や避難所としての機能強化など、学校施設に求められる機能について見直す必要が生じてございます。こうした状況変化に対応し、将来にわたって長く親しまれる学校整備を行っていくため、この学校施設の将来ビジョンを策定するものでございます。

次に2、本計画の位置づけについてですが、本区学校施設の施設整備の指針として定めるもので、施設の老朽化に伴う改修・改築の実施時期等につきましては、江東区学校施設長寿命化計画を昨年度策定したところでございます。この将来ビジョンとこの長寿命化計画をもちまして、学校施設の新しい基本的な考え方とするものでございます。

次に3、検討内容につきましては、学校施設の目指す姿や求められる機能など、具体的な施設整備方針を検討してまいります。

最後に4、スケジュールについては、7月に検討委員会を設置、11月に素案を策定し、3月に策定後、公表する予定でございます。

私からの説明は以上となります。

本 多 教 育 長 本件について、質疑願います。

よろしいでしょうか。こどもたちの学びも、1人1台端末が入ってきたりとかして、形が変わってきているところもあります。それから、将来的にこどもたちにどういう力を育てていくかということ、それから、先ほど学校施設課長からもありましたけども、防災機能の拠点としてとか、様々求められているものが違ってきているところを、将来を見据えながら施設の在り方を検討していくということですので、しっかりと取り組をしていきたいなと思っております。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5 「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本

方針」の改定についてを説明願います。

学務課長。

佐久間学務課長 それでは、報告事項5 「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」の改定について御説明いたします。資料11-1を御覧ください。概要につきまして、資料に沿って御説明いたしますが、詳細につきましては、資料11-2の素案を後ほど御確認いただければと思います。

まず、1、改定の目的ですが、令和3年度に改定しました現行方針の基礎となっています4・5歳児の推計につきまして、改定時の令和6年度の推計値が848人なのに対しまして、令和6年度の実績が512人と、大きな乖離が生じております。こういった急速に減少しているといった現状ですとか、3歳児保育に対する保護者ニーズ等を踏まえまして、方針の見直しを行うものとなっております。

次に2、計画期間の変更ですが、現行方針は令和4年から8年度までの5か年の実施計画となっております。しかしながら、これまでの園児数の推移等を考慮しますと、5か年の計画というのは難しいと考えておりまして、令和7年度から令和9年度までの3か年にしたいと考えてございます。

次に3、適正配置ですが、新たな園児数の推計では、令和9年度における推計値は287名となっております、これに近年の定員充足率50％程度を踏まえた場合、9年度に必要な園数は7園となるため、現行方針の閉園計画後の13園から、6園を新たに閉園することとしました。

また、閉園対象園につきましては、大規模改修の時期、園児数、近隣の幼稚園の設置状況、地域バランス等も勘案の上、設定することとしまして、記載の6園について、8年度、9年度の2か年で3園ずつ閉園することとしております。

適正配置後の配置イメージにつきましては、資料11-2の最終ページに掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

次に、4の区立幼稚園が果たすべき役割と取組ですが、存続園の一層の魅力を高めるため、既存施策の拡充、新たな取組を実施する必要があると考えておりまして、まず、(1)3歳児保育の拡充ですが、現在、南陽、豊洲、なでしこ幼稚園で実施していますが、地域バランス、保育士の数などを考慮し、つばめ、第五砂町幼稚園において、令和7年度より実施したいと考えております。

次に、(2)定期的な預かり事業の拡充ですが、7月よりつばめ、第五砂町幼稚園において実施予定となっております、この施行状況を検証しながら、8年度の本格実施に向けた検討を行ってまいります。

次の(3)、(4)につきましては新たな取組になりますが、(3)の就学前教育アドバイザーの設置では、地域での相談窓口、私立園や保育園への相談支援などを実施し、円滑な小学校への接続を図ることや、

かんがる一ひろばの拡充を図ってまいります。

また、（４）特別支援教育専任コーディネーターの設置では、発達障害児に対しての活動支援、ほかの幼稚園への受入れノウハウの共有といったものを図っていくほか、外国籍のお子さんに対しての対応についても検討したいと考えてございます。

５の今後のスケジュールですが、６月の文教委員会で素案を報告させていただき、７月にパブリックコメントを実施するとともに、地元説明からの意見等を反映させた上で、８月の教育委員会、文教委員会で最終案を報告し、１０月に園児を募集したいと考えてございます。

教育委員会事務局としましては、区立幼稚園における幼児教育、重要なものと考えておりますが、幼稚園児の数が急激に減少していく中で、幼稚園の適正配置を進めながら、今後いかに区立幼稚園の機能を残していくのか、こういった視点で今回の改定案を作成しております。御理解いただければと考えております。

なお、資料１１－２、素案につきましては、ただいま説明したスケジュールを基本に、教育委員会事務局から議会、地元などに随時説明してまいりますので、６月２０日の文教委員会までは情報の取扱いに御配慮いただければと思います。よろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

本 多 教 育 長 本件について、質疑願います。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 まず、廃園６園ということで、残念ではありますけれども、今のこういう経過の中では致し方ないんだろうと思いますが、８年、９年、まだ先であります、跡地が出てきますので、その辺は何かお考えがあるかというのが１点。

それから２点目は、３歳児保育の一方で拡充ということで、７年、つばめと五砂ということが今、予定されておりますが、近年、３歳児保育をやると人気が高まって、抽せんになってということが多いと思うんですけど、抽せんになりますと外れた子も出てくるわけですね。その子たちというのは、うまくほかの園へバランスよく入れるのかどうか、その辺はどういうふうにお考えか。特にこのつばめと五砂の周りということになるのか、それとも、ニーズとしては、遠いところからも来られるので、自分の住居の近くにお入りくださいということなのか、その辺はどんなふうになるのか教えていただきたいと思います。

本 多 教 育 長 学務課長。

佐久間学務課長 まず、１点目の跡地のお話ですけども、跡地につきましては、庁内に

あります跡地の利活用検討委員会のところで、様々な行政ニーズがございますので、そういったところで、各所管のほうから要望を出しまして、ニーズに対してどの施設が対応できるのか、ふさわしいのかというのを議論しまして、決定していくということになっていまして、教育委員会としましては、きつず、あと、ブリッジスクールですとか、そういったものの不足というのがありますので、またそういったところについて要望のほうはしっかりしていきたいなと思っております。

2点目の3歳児の関係なんですけども、現在、南陽、豊洲、なでしこの3園で実施しておりますが、昨年度の実績としまして、豊洲幼稚園の3歳児だけが抽せんとなっております、抽せんをしたんですけども、抽せんを漏れた方につきましても、その後、辞退される方が多くて、結局、応募された方全員が豊洲幼稚園に行かれているという状況になっています。

仮に、抽せんを漏れてという話になってきますと、その周りの私立幼稚園ですとか、認定こども園ですとか、そういったところに流れていくのかなというところで、その辺の保護者の方の考え方とかでちょっと変わってくるのかなと思いますので、一応、状況としては、皆さん、3歳児の幼稚園に行けているというような状況になってございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 その跡地活用なんですけど、これも庁内で決めるということですが、幼稚園の跡に保育園を希望するというような考え方といいますか、思いが多いかどうか、その辺をお聞きしたいんですけど。

本 多 教 育 長 学務課長。

佐久間学務課長 幼稚園の跡地に保育園という要望がこども未来部のほうであるかというところなんですけども、保育園の待機児童というのは令和4年度に解消されていまして、ほぼ全園において待機児がいないという状況になっていますので、さらに保育園を増やすという考えはないかと思っております。

以上でございます。

鈴 木 委 員 分かりました。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。
本田委員。

本 田 委 員 定期的な預かり事業の拡充の部分なんですけれども、これは3歳児の預かりということなのか、または、その年齢に関わらずできるのかということと、それと、さっき出てきたすくわくプログラムの予算を使って何か特別な楽しそうなことができるのか、そんなのをちょっと教えてください。

本 多 教 育 長 学務課長。

佐久間学務課長 後ほど、定期的な預かり事業については詳しく御説明いたしますけれども、対象年齢につきましては、幼稚園につきましては、2・3歳児が対象となっています。

こちら、つばめ幼稚園と第五砂町幼稚園で実施する予定になっておりますけれども、すくわくプログラムにおきましても、この2園、実施の予定になってございますので、そういった形で対応していくということになってございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。ちょうど後ほど、預かり事業の報告がございますので。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

幼稚園の在り方については、これまで何度も何度も御協議いただき、検討を重ねてきたところであります。公立幼稚園の教育の質の高さとか、そこでのこどもたちの遊びの充実とかを考えていきますと、非常に苦渋の決断ではありますが、保護者ニーズが保育園ニーズが高いというところもありまして、仕方がないところかなと思っています。しかしながら、先ほど学務課長から報告がありましたが、充実させていくところもありますので、今後、江東区立幼稚園をしっかりと進めていけるように支えていきたいと思っております。

では、以上で本報告を終了いたします。

続いて、報告事項6 幼稚園等における未就園児の定期的な預かり事業の実施についてを説明願います。

学務課長。

佐久間学務課長 では、報告事項6 幼稚園等における未就園児の定期的な預かり事業の実施について御説明いたします。資料12を御覧ください。幼稚園等における未就園児、こちらは令和6年度の新規事業でありますけれども、これまで準備を進めてまいりまして、区立幼稚園2園におきまして、7月から利用者の受入れを開始いたします。

本事業の目的は、保護者の就労等の有無に関わらず、未就園児を幼稚園で定期的に預かり、多様な他者との関わりを通じてこどもの健やかな

成長を図るとともに、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等、子育て支援の充実を図るものとなっております。

事業内容は2に記載のとおりですが、幼稚園や保育園等に通っていない幼児、そのうち区内在住の2・3歳児を対象としまして、9時から11時半の2時間半を利用時間とします。

対象施設につきましては、各園のスペースですとか保育室の状況、私立幼稚園との距離などを考慮しまして、つばめ幼稚園と第五砂町幼稚園において実施することとしました。また、実施曜日はそれぞれ、火曜日・水曜日、木曜日・金曜日に設定し、1日当たり定員12名としています。

利用料金につきましては、週1回利用の場合には月額2,750円、週2回利用の場合には月額5,500円となっております。

なお、夏季休業日など長期休業日ですとか、祝日などにつきましては、預かりは実施いたしません。

今後の主な日程につきましては、本日ホームページに事業案内を掲載し、併せて電子申請による受付を開始いたします。6月1日号の区報で周知を図ってまいります。その後、6月中旬には利用者を決定しまして、7月2日より利用を開始いたします。

なお、区立保育園1園においても7月から実施するほか、私立保育園、私立幼稚園についても順次実施していく予定となっております。

説明は以上となります。

本 多 教 育 長 本件について、質疑に入ります。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 私、ちょっと金額が気になるんですけども、この預かり価格ですが、午前中預かっていただいて、週1回だと2,750円ということなんですけれども、この金額というのは、一般的にこのぐらいなんだという、何か他区のことも含めて、このぐらいの値段が普通ですよということなのかどうか、お聞きしたいんですけど。

本 多 教 育 長 学務課長。

佐久間学務課長 こちらの事業につきましては、東京都のほうの補助が10分の10入っております、東京都の補助要綱で上限が1時間当たり275円というふうに決まっております、それを時間で掛けますと、月8回という計算で月額2,750円、週2回ですと月額5,500円という計算になってございます。

本 多 教 育 長 ほかも、都の基準でやっているという感じですね。よろしいでしょう

か。

鈴木委員 分かりました。

本多教育長 ほかはいかがでしょうか。
本田委員。

本田委員 ごめんなさい、基本的なことかもしれませんが、申込みは1園だけに
限るわけですね。週1回だったならば、1つの幼稚園に週に1回が限度で、
複数の幼稚園には多分登録できないという認識で間違いがないでしょう
か。

その目的なんですけれども、もちろんこの大きな目的はあるんですが、
何というか、お試して将来的には正式に通ってほしいという、裏目的じ
ゃないけど、そういうのが目標としてあるんでしょうか。

本多教育長 学務課長。

佐久間学務課長 御指摘のとおり、この事業につきましては、広く利用していただき
たいという思いがございますので、幼児1人については1園のみというふ
うになってございます。保育園のほうについても、申込みができないよ
うな形で今、整理をしているところでございます。

あと、こちらの利用によって正式な幼稚園の利用につなげたいという
思いがあるかというお話なんですけども、当然、こういったことで幼稚
園に触れてもらうことで、幼稚園のよさを御理解いただき、そのまま幼
稚園に進んでいただきたいという思いはございます。

以上でございます。

本多教育長 先ほど報告があったように、つばめも五砂も3歳児保育を今後入れて
いこうというところですので、この2歳児、3歳児の子たちがそのまん
ま来年度に入っていただけならばというところもありますので、そういっ
た部分では、園児獲得拡大に向けてということも当然あると考えていた
だければいいかなと思っておりますが、そもそもは、通っていないお子
さんたちを広く受け入れるということがありますので、それはもう、そ
ういったものもありますけれども、この趣旨としては、こちらに説明し
たとおりという形になっていると御理解いただければなと思っておま
す。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項7 令和6年度江東区立中学校生徒海外短期留学に
ついて及び報告事項8 令和6年度江東区立中学校生徒海外短期留学に

係る校長の職務代理については、海外短期留学に関する案件のため、一括して説明願います。

指導室長。

金 指 指 導 室 長 それでは、令和6年度江東区立中学校生徒海外短期留学について御報告いたします。資料13を御覧ください。本事業は、江東区立中学校第3学年、義務教育学校第9学年に在籍する生徒をカナダに短期間派遣し、語学研修・ホームステイ等を体験することにより、国際化に対応した人材の育成を図るものでございます。今年度で第35回目を迎えます。

1、留学日程等を御覧ください。派遣先はカナダブリティッシュコロンビア州のバンクーバーから車で90分程度離れた、自然豊かなスクオミッシュとなっております。

派遣生徒数は42名です。

留学期間は、7月20日から7月30日までの11日間で、主な日程は資料に記載してあるとおりでございます。現地では英語学習を行い、英語の実践力を高めるとともに、ホームステイを通じて地域の方々との交流を深めていきたいと考えています。また、留学中には、江東区と姉妹都市関係にあるカナダのサレー市も訪問する予定であります。

裏面を御覧ください。2、事前・事後研修会計画となっております。42名の留学生は、5月13日に教育センターで結団式を行い、事前研修をスタートさせております。カナダへ出発するまでに8日間の事前研修会、そして帰国後は事後研修会、最後に各学校での報告会を行うこととなっております。

今年度の留学生を引率していただくのは、東陽中学校の関根淳之校長を団長とし、中学校・義務教育学校後期課程の教員5名の方、そして、事務局としては松尾指導主事の、計6名でございます。

続きまして、資料14、令和6年度江東区立中学校生徒海外短期留学に係る校長の職務代理についての御報告です。

1、代理となる校長は、東陽中学校、関根淳之校長です。

2、理由としましては、令和6年度江東区立中学校生徒海外短期留学における生徒引率に伴うカナダへの海外出張のためです。

3、職務代理者は、同校の山田陽子副校長です。

4、代理する期間は7月20日から30日までの11日間となります。

このことに関しましては、学校教育法第37条6項に規定された「副校長は、校長が欠けたときはその職務を行う」によるものでございます。

また、江東区立学校の管理運営に関する規則第6条におきましても、副校長が職務を代行する場合として、校長の海外出張を規定しております。

報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について、質疑願います。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 カナダのサレーは35回目ということで、長い伝統があるんですが、ほかの国を考えようというような検討をされたことはあるのでしょうか。ちょっとお聞きしたいんですが。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 姉妹都市を結んでいる関係もございまして、カナダがずっと続いている状態で、検討しているところはございません。

本 多 教 育 長 鈴木委員、よろしいでしょうか。

鈴 木 委 員 何でサレーになったかというのは、私は原因は知っておりますけれども、随分、姉妹都市としての、これは教育委員会じゃないと思いますが、姉妹都市としての交流というのはほとんどないと思っております、もうそろそろ変わったほうがいいんじゃないかなという気はしていますが、私の個人的な意見です。
以上です。

本 多 教 育 長 今、御意見もありましたけど、確かに庁内でもサレーとやり取りをしているのは、この中学校の海外短期留学がほとんど、これのみというところがありまして、逆に言うと、そういった部分では、中学生が江東区の大使として、代表として行っているという、大きな役割を担っているというところもございます。

また、こどもたちが実際に滞在するのはスクォミッシュというところでありまして、サレー市とは1時間程度離れているところですが、このスクォミッシュの人たちが非常に温かく、ずっと長きにわたって支えてくださっているというところでのよさというのは、なかなか一朝一夕に場所を変えて、ホームステイがしっかりと受け入れてくれるかというのはなかなか難しいところがありまして、35回も続いているというこの歴史の長さは、実際に私も行って実感しましたがけれども、やはり地元の方々、スクォミッシュの市長さんも含めて、皆さんがしっかりと支えてくださっているという歴史もあるので、なかなか急に変えるというのは難しいのかなと。

ただ、こういった部分の情報というのは入れながら進めていくこともあるでしょうし、こどもたちの安全というところもあるでしょうし、また、江東区としての今後の姉妹都市の在り方ということも検討の中には入っていくのかなとは思っておりますので、状況を見ながら、そういっ

たところは見ていく必要があるかなと思っております。

それでは、よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項 9 休日部活動の地域連携・地域移行に係る区の方針策定についてを説明願います。

教育支援課長。

木内教育支援課長 休日部活動の地域連携・地域移行に係る区の方針策定について御説明をいたします。資料 15-1 と 15-2 を御覧ください。

まず、15-1 の 1 番の概要についてです。昨年度から試行実施などを行ってきました、いわゆる部活動の地域移行につきまして、国のガイドラインや東京都が昨年公表した「令和 7 年度末までに、都内全ての公立中学校等で、地域や学校の実態に応じ、地域連携・地域移行に向けた取組が行われていることを目指すとともに、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築を、段階的かつ可能な限り早期に実現していく」という推進計画に基づき、江東区における方針の策定に着手するものです。

次に、2 番の検討体制についてです。この地域移行は、区だけではなく、学校や地域で活動しているスポーツ団体・文化団体などの御意見を聞きながら策定していきたいと考えておりますので、(1)にあるとおり、学識経験者、中学校長をはじめ、部活動顧問代表や保護者代表、地域活動団体の代表など 9 名の委員で構成する「休日部活動の地域連携・地域移行推進会議」というものを新たに設置いたします。

委員名簿は資料 15-2 に載せてあります。ここでは、専門分野の大学教授や、区のスポーツ協会ですとか音楽家協会といった団体の代表者にも御参加いただき、専門的な見地から様々な御意見をいただきます。

また、(2)にあるとおり、区の関係課長などで構成され事前に庁内検討を行う庁内検討会議も並行して開催し、庁内の関係部署との連携や情報共有を図ってまいります。

なお、庁内検討会議につきましては、昨年度から開催してきましたが、その中でも、この地域移行については、江東区の子どもたちや教員がどのように考えているのかを把握することが重要であると、度々御意見をいただけてきました。私たちとしてもそれは重要と認識しておりますので、今年度は区立中学校の生徒や教員などへもアンケートを行いつつ、江東区ならではの方針の策定に努めていきたいと考えております。

3 番の策定スケジュールです。6 月の文教委員会の報告後、新たに設置する推進会議と庁内検討会議をそれぞれ 4 回程度開催し、年明け頃までに方針の素案を策定できればと考えております。その後、パブリックコメントを実施の上、7 年度の早期に方針が策定できるように検討を進めていきます。

なお、方針策定の推進状況ですとか、アンケートの実施状況などにつきましては、随時この場で御報告をさせていただきたいと考えております。

以上です。

本 多 教 育 長 本件について、質疑願います。
本田委員。

本 田 委 員 ありがとうございます。委員会が設置されるのはすごくいいと思うのですが、保護者が少ないと思うんですけれども、何かもうちょっと保護者代表、通年じゃなくても、例えば何か公募するとか、何かそういう、本当に一般の保護者の意見がもう少し入ったらいいなと思っているんですが、何かお考えはありますか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 保護者のほうもそうであると思いますし、ほかの団体のほうからもたくさん参加したいというお声があります。ただ、人数がたくさん増えてしまうと、なかなかお話もまとまらないですとか、一人一人のお話する時間も限られてしまうというところがありますので、それぞれ代表として1人ずつお願いできればと考えております。

保護者の御意見については、たくさん私も聞きたいと考えております。ですので、アンケートという形で御協力いただきたいと考えているところです。

以上です。

本 多 教 育 長 これまでも実はいろんなアンケートを、限定的ですけども、やったりとかしてきている中で、保護者の方々や子どもたちの要望だったりとか、先生方の意見だったりとか、これまで進める中でも聞いてきたところですけども、さらにそこを拡大してたくさん聞いていこうということです、その中で反映できればと思っています。

特に、ここまでの金額だったら払えますとかいったことであるとか、どんなものがあるといいとか、そういった意見というのはとても、やっぱり当事者である生徒たちとか保護者の方々の思いというのが大事なので、丁寧に聞いていく必要があるかなと思っています。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

スポーツ庁とか文化庁とか、こういった発出されたものに基づいて動いていくわけですけども、これまで本当に先生方をお願いをして進めてきたという、部活動という大きなものが、ここで少しずつ変わってい

くところがあると思います。今まで、部活に入っているとか、それから部活に入っていない子を帰宅部なんて、よく言う方もあったりしましたけれども、僕は選択肢が広がっていくことが大事だと思っているので、部活動に限らず、子どもたちが放課後、主体的に取り組みたいものの選択肢をしっかりと用意していくこと、これが自治体には求められていることだろうと思います。

そういった部分では、こういった会議体を持って、様々な方々の御意見を聞きながら、そういったリソースも様々ありますので、そこを整理していくことが必要だなと思っているところであります。よりよい方針ができるように進めていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項 10 江東きつずクラブ等における指導検査の実施についてを説明願います。

地域教育課長。

大田地域教育課長 それでは、私から報告事項 10 江東きつずクラブ等における指導検査の実施について御説明いたします。資料 16 をお願いいたします。

初めに項番 1、指導検査についてでございます。（1）経緯でございますが、区では、昨年度判明いたしました委託事業者の虚偽報告問題を受けまして、江東きつずクラブ及び私立学童クラブの指導検査体制の強化を図るために、令和 6 年 4 月 1 日より地域教育課に放課後運営指導係を設置いたしました。令和 6 年度より、2 年サイクルで全ての江東きつずクラブ及び私立学童クラブの指導検査を実施いたします。

続きまして、（2）指導検査対象クラブでございますが、江東きつずクラブ 64 か所、私立学童クラブ 3 か所の合計 67 か所を対象といたします。

次に項番 2、令和 6 年度指導検査実施数でございます。（1）一般検査につきましては、令和 6 年度は、江東きつずクラブ 31 か所、私立学童クラブ 3 か所の計 34 か所で実施する予定でございます。

（2）特別検査につきましては、必要が生じた場合に随時実施をいたします。

次に項番 3、指導検査内容でございます。（1）指導検査体制でございますが、1 クラブ当たり職員 3 名で実施をいたします。

（2）検査内容でございますが、施設見学の上、書類確認、ヒアリング、運営状況確認、講評を 1 日かけて実施いたします。

最後に項番 4、令和 6・7 年度の取組方針でございますが、一般検査において、冒頭で御説明した委託事業者の虚偽報告問題を踏まえまして、令和 6・7 年度につきましては、職員配置状況を重点項目として取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

次の報告事項１１ 江東きつずクラブ深川改修工事期間中の運営についてについては、事務局より取下げの申出がございましたので、これを了承することといたします。

続いて、報告事項１２ 江東区立図書館指定管理者の選定手続についてを説明願います。

江東図書館長。

吉木江東図書館長 それでは、報告事項１２ 江東区立図書館指定管理者の選定について御説明いたします。資料１８を御覧ください。本件は、令和２年度から指定管理者制度を導入した東陽図書館ほか３館の、今年度末の指定期間満了に伴う指定管理者の選定の手続を、今年度実施するものでございます。

今回、選定を行う施設の名称、所在地につきましては、項番１に記載のとおりでございます。

現在の指定管理者につきましては、項番２に記載のとおり、株式会社図書館流通センターで、指定期間は令和２年４月１日から令和７年３月３１日までとなっております。

３の選定方法ですが、記載のとおり公募により選定を行います。

４の今後の日程でございますが、８月に指定管理者候補者を決定し、第３回区議会定例会に議案を提出する予定でございます。区議会での議決後、令和７年３月中に協定書を締結し、４月から新たな指定管理者による運営を開始する予定でございます。

説明は以上です。

本 多 教 育 長 本件について、質疑願います。
よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

次に、報告事項３ 学校施設の収容対策について及び協議事項１ 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第１０条に定める施設状況の公表については、区議会及び関係諸機関との審議状況との関係があるため、秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第１２条第１項の規定により、報告事項３及び協議事項１は秘密会とい

たします。

報告事項3 学校施設の収容対策について及び協議事項1 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表については互いに関連する案件ですので、一括して説明を受けた後、審議いたしたいと存じます。

本案について事務局より説明願います。

庶務課長。

瀧澤 庶務課長

それでは、報告事項3 学校施設の収容対策について及び協議事項1 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表についてのうち、小中学校及び義務教育学校の状況について私から御説明をいたします。初めに資料9をお願いいたします。

学校施設の収容状況につきましては、毎年5月1日現在の住民基本台帳及び児童・生徒数を基に将来推計を実施しております。今般は令和12年まで推計をし、収容対策が必要な学校を取りまとめたものでございます。

今後、収容対策が必要とされる学校については、記載のとおり小学校8校、中学校3校、義務教育学校前期課程1校となります。これらの収容対策が必要な学校につきましては、教室の改修等による対応を実施、検討してまいります。

なお、有明西学園については、前期課程での利用可能教室数については超過しておりますが、後期課程との合計で必要教室数が超過していませんので、こちらでの対応を考えております。

本区の児童・生徒数につきましては、現状の推計では、令和10年度頃まで増加が見込まれ、その後減少に転じる時期が来ると想定されておりますが、引き続き、推移を注視しながら、適切な収容対策を実施してまいります。

次に、協議事項1 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表についてでございます。資料19をお願いいたします。本条例では、一定規模のマンションを建設する場合に、事業者は事前に区長にその内容を届け出なければならない旨を定めており、これを受ける形で区長が学校・保育園等公共施設の状況を公表すると規定しているものでございます。

本日は、公表が予定されている施設のうち、教育委員会所管の小学校、中学校、義務教育学校及びきッズクラブの状況について御説明をいたします。

まず、小学校の状況でございます。資料19の2ページを御参照願います。表の児童数、クラス数は5月1日現在の数字でございます。最大使用教室数については、先ほど収容対策の報告で御説明しました令和12年度までの児童・生徒数の推計値から、必要となる最大の使用教室の

推計でございます。次の利用可能教室数は、現時点での普通教室として利用できる教室数でございます。先ほど御説明いたしました収容対策の必要な学校8校にアスタリスクがついております。いずれも教室改修等により対応を検討するものでございます。

続いて、中学校の状況でございますが、4ページをお願いいたします。記載方法は小学校と同様となっております。また、先ほど御報告いたしました内容のとおり、収容対策が必要な学校3校につきましては、アスタリスクがついているところでございます。

義務教育学校につきましては、6ページを御参照願います。先ほど御説明いたしましたとおり、有明西学園の前期課程で収容対策が必要となりますが、後期課程との合計で充足していることから、合計での教室で対応を検討してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

大田地域教育課長 続きまして、私からは江東きッズクラブの5月1日現在の登録状況について御説明いたします。資料19の7ページをお願いいたします。

初めに、全学年の児童を対象とし、入会要件を設けていないA登録の状況でございます。小学校及び義務教育学校全46校で実施をしております。表の最下段に記載のとおり、合計で8,228名、前年比336名の増となっております。

8ページをお開きください。続きまして、B登録の状況でございます。B登録は学童クラブ機能を有するもので、保護者の就労等が登録要件となるものでございます。表に記載の入会可能数は、児童1人当たりの面積1.65平方メートル以上を確保するため、利用実態等を勘案し算定しているものでございます。

8ページは、B登録のうち小学校内に設置しているクラブの状況でございます。今年度よりナンバー10、江東きッズクラブ川南をB登録として開設いたしました。そのため昨年度より1校増え、計43校で実施をしております。専用スペースの確保が困難なため実施していない3校につきましては、次のページに記載の近隣にある学校外クラブをその受皿として対応しているところでございます。5月1日現在の登録状況でございますが、表の最下段に記載のとおり4,041名となっており、前年から269名の増となっております。

続きまして、9ページを御覧ください。こちらはB登録のうち、学校外クラブ18クラブの状況でございます。今年度よりナンバー16、江東きッズクラブ東砂児童館を民営化しております。5月1日現在の登録数は924名であり、前年からは47名の減となっております。

私からの説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本案について、質疑願います。
 本田委員。

本 田 委 員 毛利小学校がかなりの数なんですけれども、これ、一旦増やさなければならなくなると、また元に下がってくるということが予想されるのか、また、そうした場合には、もうその先の活用方法も多分、当然考えていращやることと思うんですけれども、かなりの数なんだけど、それをどういうふうに活用する予定なのか。そして、きつずも大分必要になってくるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の関係をお願いします。

瀧 澤 庶 務 課 長 毛利小学校につきましては、御指摘のとおり今後、令和12年度までの教室、児童数の増加に伴って必要になってくるということで今、推計しております。

 これは状況といたしましては、区域内のところに大規模な開発のマンションが建つ予定で、そちらからの転入が見込まれるための推計となっております。こういった教室数を確保していかなければいけませんので、今回の使用最大教室数へ一気に増えるわけではなくて、随時増えていくことが見込まれるので、その対応数について教室数を増やしていく形で検討、あるいはほかの方法等があれば、そちらと併せて検討していくこととなります。

 今後ですけれども、やはり毛利小学校に限らず、全体として児童数が減少していくことが見込まれますので、そういった際、今後どのように活用していくかというのは、まさに今後の検討課題かと認識しております。また、少人数教室等、いろんなニーズが学校でもあろうかと思いますので、そういったものも踏まえての検討をしていきたいと考えております。

 以上でございます。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

大田地域教育課長 毛利小の児童数の増に伴いまして、当然ながらきつずクラブにつきましても、児童数に対応したニーズがあるものと認識しております。したがって、教室改修等の検討の中で、併せて育成室の確保の検討をしてまいりたいと考えております。

 以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

本 田 委 員 はい。

本 多 教 育 長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。協議事項 1 について、承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

当初予定しました案件は以上となりますが、本日は追加報告事項が 1 件ございます。

追加報告事項につきましては、区議会及び関係諸機関との審議状況との関係があるため、引き続き、秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第 1 2 条第 1 項の規定により、追加報告事項は秘密会といたします。

それでは、追加報告事項 1 改築、改修工事の事業計画の見直しについてを事務局より説明願います。

学校施設課長。

西尾学校施設課長 それでは、追加報告事項 1 改築、改修工事の事業計画の見直しについて御説明します。資料 2 0 を御覧願います。

まず、1、概要についてでございます。入札が不調となった改築・改修工事について事業計画を見直すものでございます。

2、経緯についてですが、まず、（1）中学校大規模改修事業については、深川第六中学校で 5 月 2 1 日に入札が実施されましたが、入札不調となっております。

次に、（2）小名木川小学校改築事業につきましては、5 月 2 3 日に入札が実施されましたが、入札不調となっております。

次に 3、事業計画の見直しについてですが、（1）の工事実施期間につきまして、深川第六中学校は令和 6 年 6 月から令和 7 年 2 月を予定してございましたが、令和 6 年度後半以降の実施を検討してございます。

小名木川小学校につきましては、令和 6 年 6 月から令和 8 年 7 月を予定してございましたが、今後については未定でございます。

（2）見直しの方向性につきましては、入札不調原因を精査した上で、工事開始時期、期間等を見直すこととしてございます。

私からの説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について、質疑願います。

よろしいでしょうか。このような事態になったということで、様々な

ところに影響がありますので、しかるべき、皆様のところに御説明に上がるとか、また、よりよい今後の見直しをしていくというところで進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

なお、秘密会の会議録につきましては、本来、教育委員会会議規則で非開示とすることとなっておりますが、区議会の審議終了後、公開することにいたしたいと存じます。

それでは、以上をもちまして令和6年第5回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。